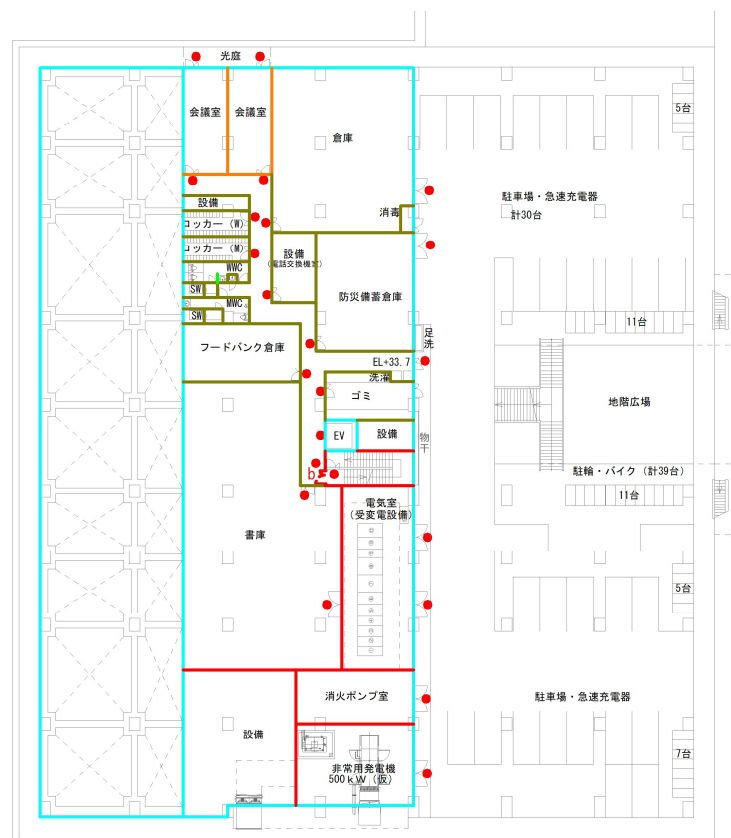
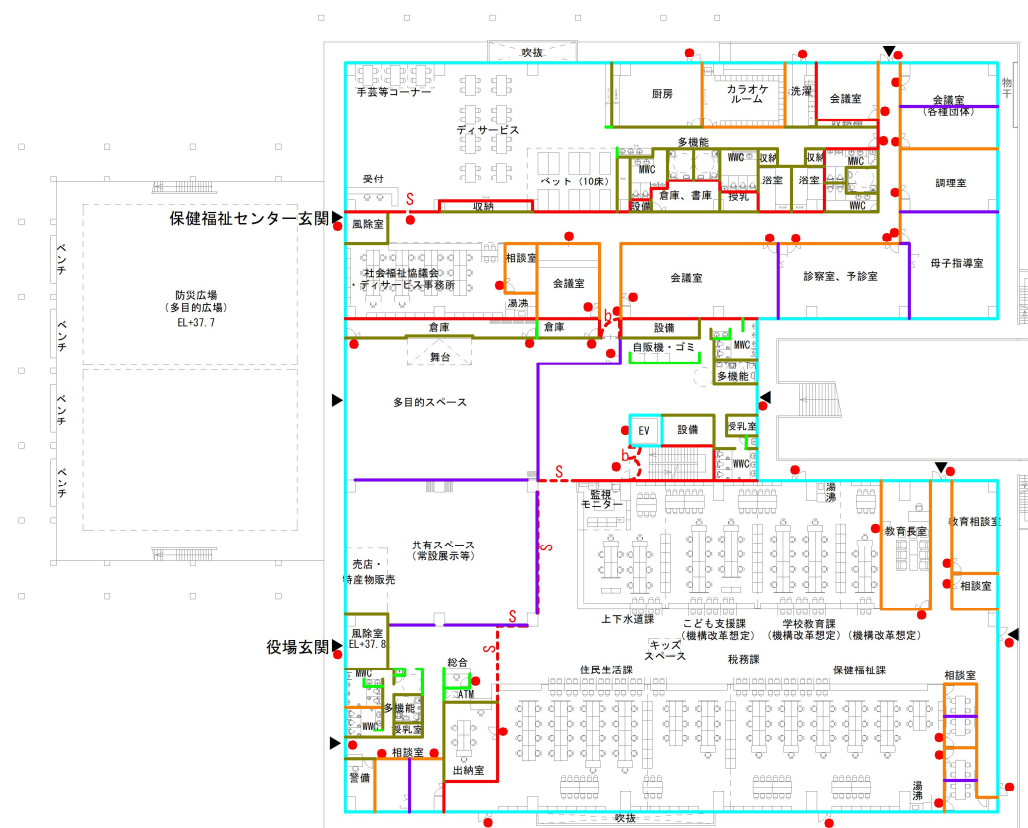


凡例		
区分	壁仕様	備考
—	鉄筋コンクリート	
—	耐火仕様（ボード）	
-S- -b-	防火シャッター、シート、防火戸（管理兼用）	
—	遮音壁（ボード）	
—	一般壁 天井裏有り（ボード）	
—	一般壁 天井裏無し（ボード）	
—	パーティション	
—	スライディングウォール	
●	電気錠、入退管理等	

※建具に面する部分は接する壁を示す。



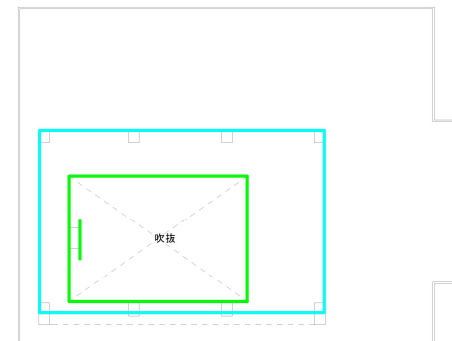
地下平面図



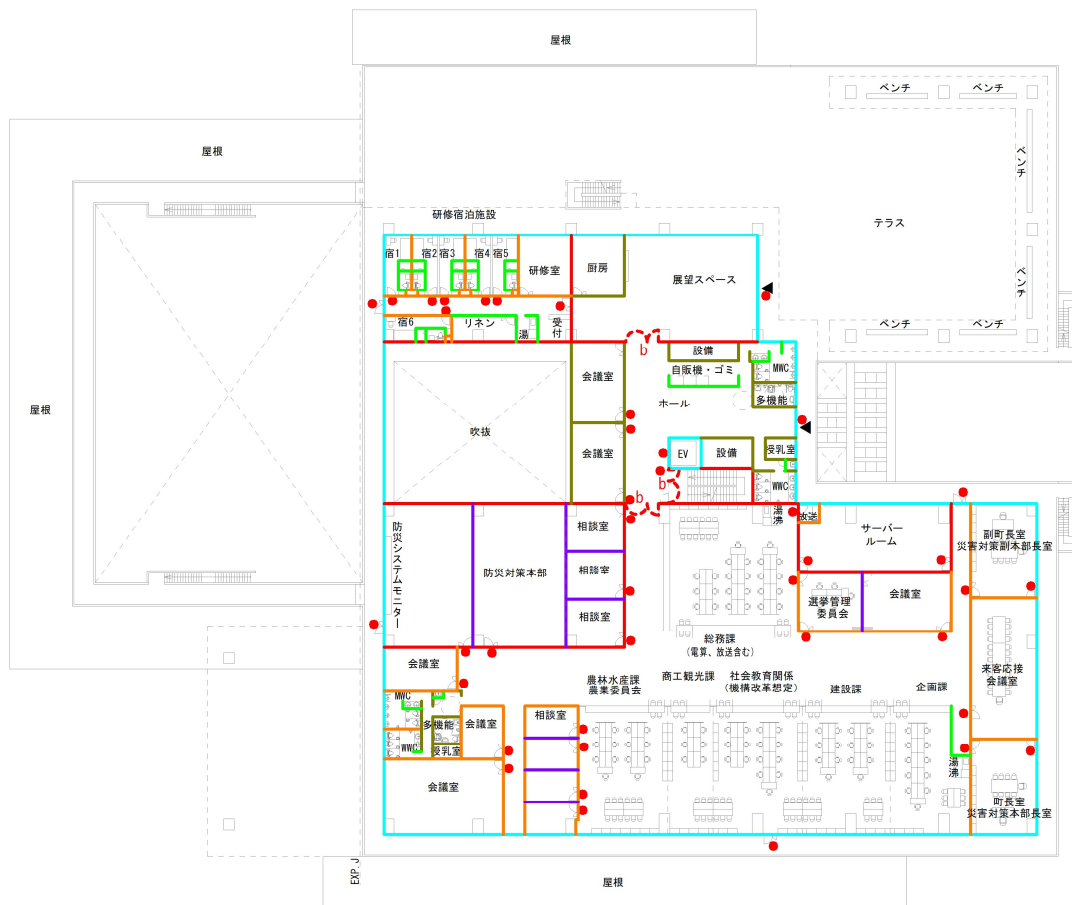
1階平面図

凡例		
区分	壁仕様	備考
	鉄筋コンクリート	
	耐火仕様（ボード）	
	防火シャッター、シート、防火戸（管理兼用）	
	遮音壁（ボード）	
	一般壁 天井裏有り（ボード）	
	一般壁 天井裏無し（ボード）	
	パーティション	
	スライディングウォール	
	電気錠、入退管理等	

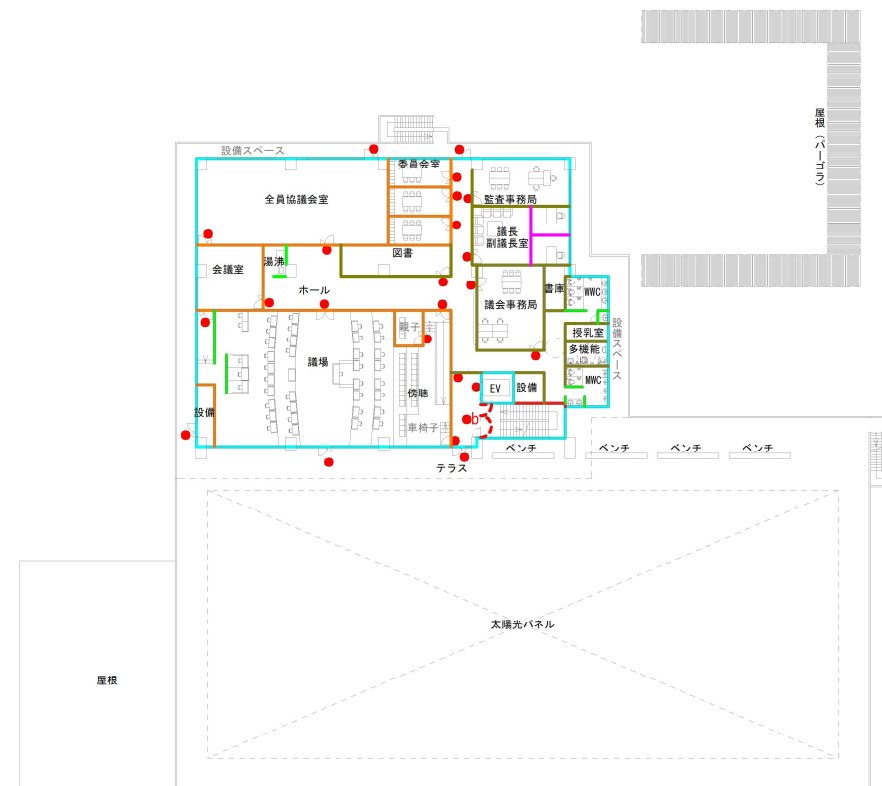
※建具に面する部分は接する壁を示す。



PH階平面図



2階平面図



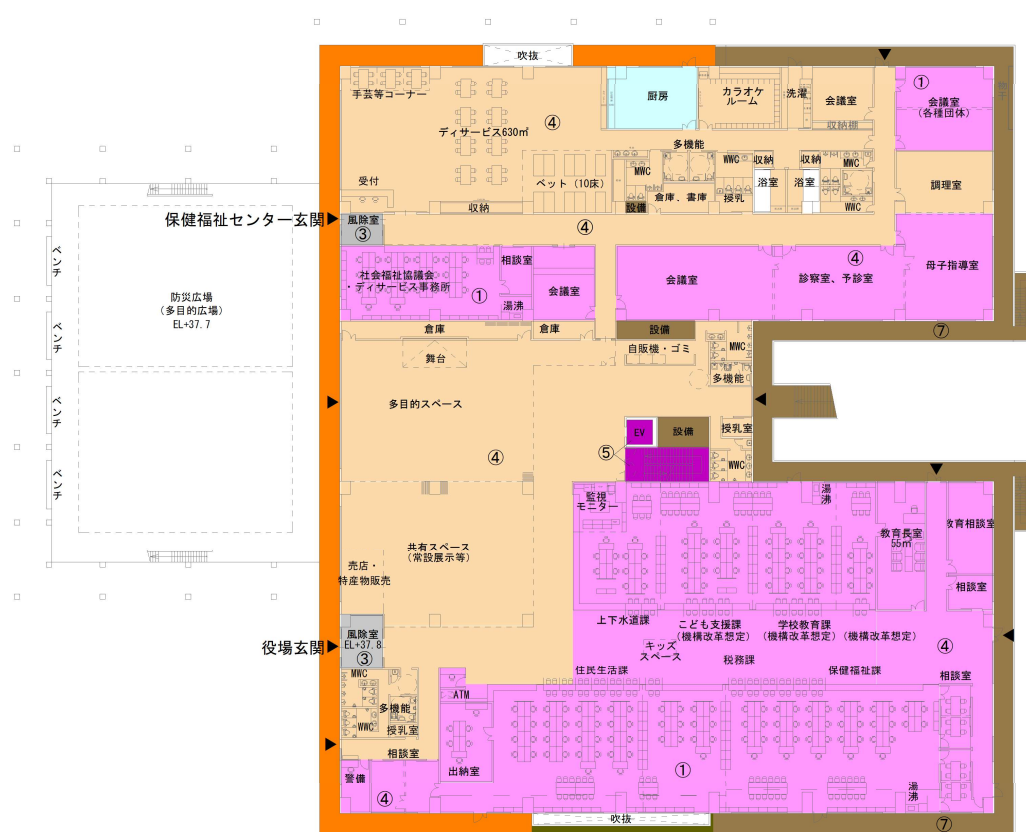
3階平面図



凡例			
範囲	仕上・下地	スラブ段差	
①	カーペット、置敷タイル+0Aフロアー (H100)	-100	
②	置敷タイル+0Aフロアー (H300)	-300	
③	玄関マット+モルタル	-50	
④	塩ビシート、カーペット+セルフレベリング	-10	
⑤	塩ビシート、カーペット+モルタル	-50	
⑥	カーペット+鋼製床組み (H100)	-100~+700	
⑦	防塵塗装+コンクリート直均し	±0、-150	
⑧	防水+コンクリート直均し	±0	
⑨	置敷+木製床組	+300	
⑩	フローリング、塩ビシート+木製床組	+100、+300	
⑪	磁器質タイル張り、花崗岩、コンクリート直均し+免震蓋		
⑫	脱色アスファルト+コンクリート		



地下平面図



1階平面図

3-26. 外構計画

庁舎施設の整備計画を実施するにあたり、「金武町複合庁舎建設基本計画(令和5年3月)」に基づき施設計画を実施します。

また、町民にとって最も身近な公共施設であり、整備を行う上で、誰もが施設を利用できるよう「移動等円滑化整備ガイドライン」を踏まえたバリアフリー対策を図り、より良い施設整備が行われるよう計画します。

なお、本計画地の敷地面積が約3.8haとなっていることから、「都市計画法に基づく開発許可」を受けする必要があります。対象となる施設においては、許可基準に基づいて計画を実施します。

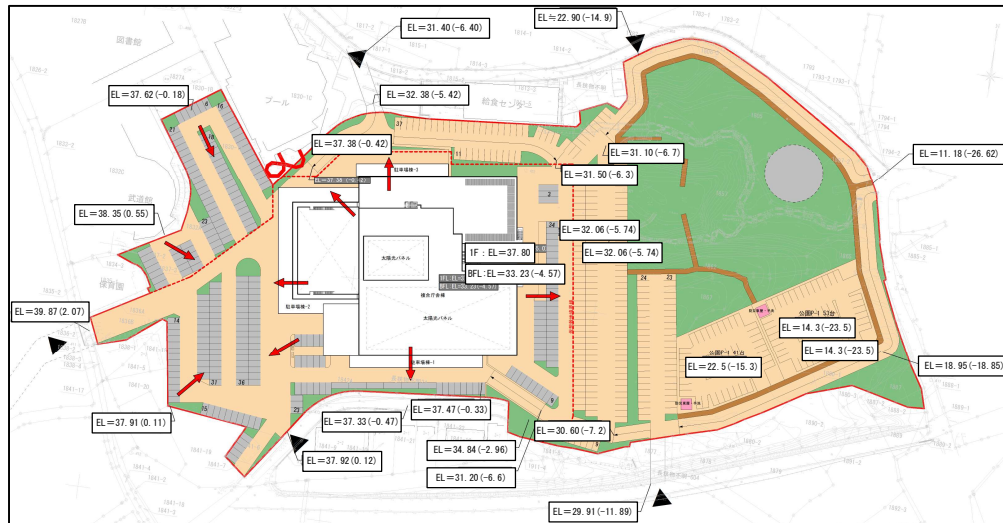
1. 造成計画

造成計画は、土地の特性や条件を詳しく分析し、調査することが必要です。土地の地形や土質、水源や排水条件などを把握し、適切な造成計画を立てる必要があります。

また、造成は、地域の環境や生態系に大きな影響を与える可能性があり、そのため、環境への配慮や保護を考慮した計画とします。

1) 造成計画高

現況地盤、現況排水条件を考慮し、主要な箇所の計画高を下記に示す。



造成計画図

2) がけ面の保護

基準書によると、切土をした土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけ、また、盛土をした土地の部分に生じる高さが1mを超えるがけ、更に、切土と盛土を同時にした土地の部分に生じる高さが2mを超えるがけのがけ面は、擁壁で覆わなければならない。但し、切土をした土地の部分に生じることとなるがけ又はがけの部分で下記表の安定勾配で施工が可能であれば、法面処理でよい。その際は、法面が浸食されないように、保護しなければならない。

土質擁壁を要しない勾配の上限 擁壁を要する勾配の下限		
軟岩（風化の著しいものを除く。）	60度	80度
風化の著しい岩	40度	50度
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	35度	45度

3) 擁壁

土地の制約や現場条件において、法面の安定勾配が設置できない箇所については、擁壁工を検討する。尚、基本・実施設計の際に擁壁工を計画する場合は、下記内容を考慮すること。

- ・建築基準法および宅地造成等規制法の規制に準じた構造となるよう検討を行うこと。
- ・高低差処理については、建築基準方で定める「がけ」として定義されるため、擁壁を計画する際は、建築物の配置位置について留意すること。

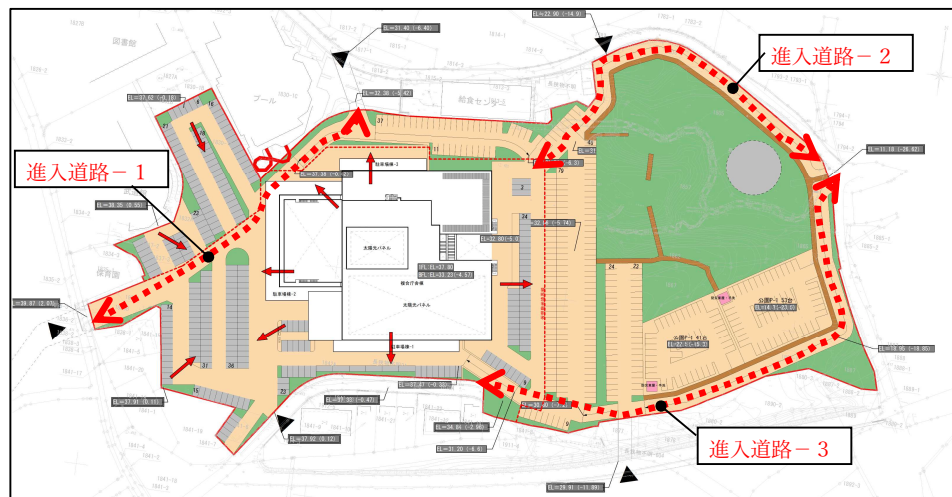
2. 道路計画

敷地内に計画する道路は、「都市計画法に基づく開発行為に関する基準」に基づき道路の各諸元を設定します。

その基準に由らない場合には、「道路構造令」、「道路土工指針」等の各基準に基づき計画します。

また、歩行者のみ利用する通路、遊歩道については、「沖縄県福祉のまちづくり条例」や「みんなのための公園づくり」等の基準に基づき計画します。

計画する道路を下記に示す。



道路計画図

1) 進入道路及び構内道路

進入道路は、施設利用者が駐車場までアクセスする道路として計画します。また、大型車両の通行が円滑に行われるよう留意し計画を実施します。また、施設に隣接する町道等の改良をあわせて計画します。

(1) 出入口部の幅員設定

- ・町道からの進入路は、大型バスの軌跡を考慮し幅員 $W=12.0\text{m}$ に設定
- ・退出する大型バスと進入する大型バスが、安全にすれ違いが出来る幅員を確保

2) 道路区分

進入道路、構内道路は、緊急車両の乗入が想定されるので、技術基準の「一般区画道路」として区分設定します。

3) 道路幅員

道路幅員は、道路幅員に準じ、車道幅員「6.0m」、通路・遊歩道幅員「2.0m」とします。

4) 道路の舗装構成

道路の舗装構成については、参考として以下の通りとします。

- ・表層；アスファルト合材(13) $t=50\text{mm}$
- ・路盤；再生クラッシャーラン(RC-40) $t=150\text{mm}$

(※基本・実施設計の際に、現地にてCBR試験を実施し、舗装厚を決定します。)

5) 道路の縦断勾配

道路の縦断勾配は、技術基準に準じて以下の通りとします。

- ・開発区域の幹線道路は、縦断勾配7%以下になるようにつとめなければならない。
- ・縦断勾配が、9%を超える場合は、すべり止め舗装を実施します。

6) 道路の横断勾配

道路の横断勾配は、表層がアスファルトとなることから、技術基準に準じて以下の通りとする。

- ・セメントコンクリート舗装及びアスファルト舗装
- ・1.5%から2.0%まで、計画横断勾配 $i=1.5\%$ とします。

3. 駐車場計画

当計画地の駐車場利用形態は、主に来訪者の乗用車を想定している。

1) 整備方針

- a. 駐車方法は、敷地規模、出入り口の位置を考慮した直角90°後退駐車とする。
- b. 「ユニバーサルデザイン手法による設計指針」に基づき、身障者用の駐車桟を設置する。

2) 計画駐車台数

駐車場の各駐車台数は、金武町複合庁舎建設基本計画に示された駐車台数を目安に、関係機関へのヒアリングや敷地制約条件等を考慮し決定する必要がある。

3) 駐車場の舗装

舗装厚については、大型バス及び小型車両の駐車となることを考慮して、関連基準に基づき算定する。

1) 適用基準

- 舗装設計を行うにあたっては、下記の基準に準拠し実施する。
 - ・舗装設計施工指針（社団法人 日本道路協会 平成18年2月）
 - ・土木工事設計要領（監修 沖縄土木建築部 平成30年2月）

2) 舗装材の選定

計画駐車場は、計画縦横断勾配が0.3%～1.0%と緩いことや町民を含む多様な利用が多く見こまれること、下流域の洪水流出量の軽減、降雨時の水溜まり或いは滑り易さといった危険性や不快感を解消するため透水性とする。

なお、駐車場については「開粒度アスファルト舗装(黒)」とし、歩行者の通行が多い通路やトイレ廻りについては「開粒度アスファルト舗装(コーラル色)」を採用する。

4. 雨水排水計画

計画地内の現況は、東側から西側への丘陵地となっています。

既存建物と駐車場が整備された範囲と公園として整備された範囲、更に、雑木林に覆われた範囲から構成されています。既存建物と駐車場、公園が整備された範囲については、雨水排水施設と公園内には、ピオトープが整備されており、流末は、東側に整備されている排水路となっています。

よって、雨水排水計画では、現況と同様に東側を流末とする計画とします。



1)排水方法

計画内進入路、構内道路や駐車場等の舗装面からの雨水は、計画街渠や枳で集水し、管渠にて流下させる計画とします。

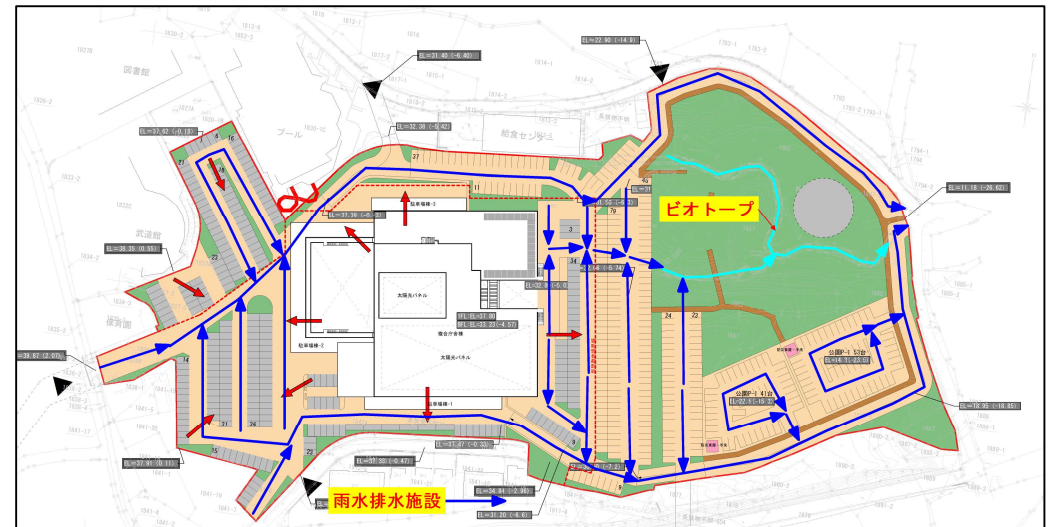
なお、開発後は複合庁舎の宅地造成のため、切盛の生じる造成計画、建物や駐車場等の舗装を予定しているため、現況以上に流出係数が増加しないよう、雨水流出抑制として駐車場部および進入路、道路部に適宜、透水性舗装を計画することで対応を図るものとします。

2)排水処理施設の設置位置計画

流末は、計画地の低地部にあります。支障構造物や地表面勾配により、浸透井戸へ流下できない雨水は、一旦、集水枳で取水し、側溝やピオトープへ導き流下させます。

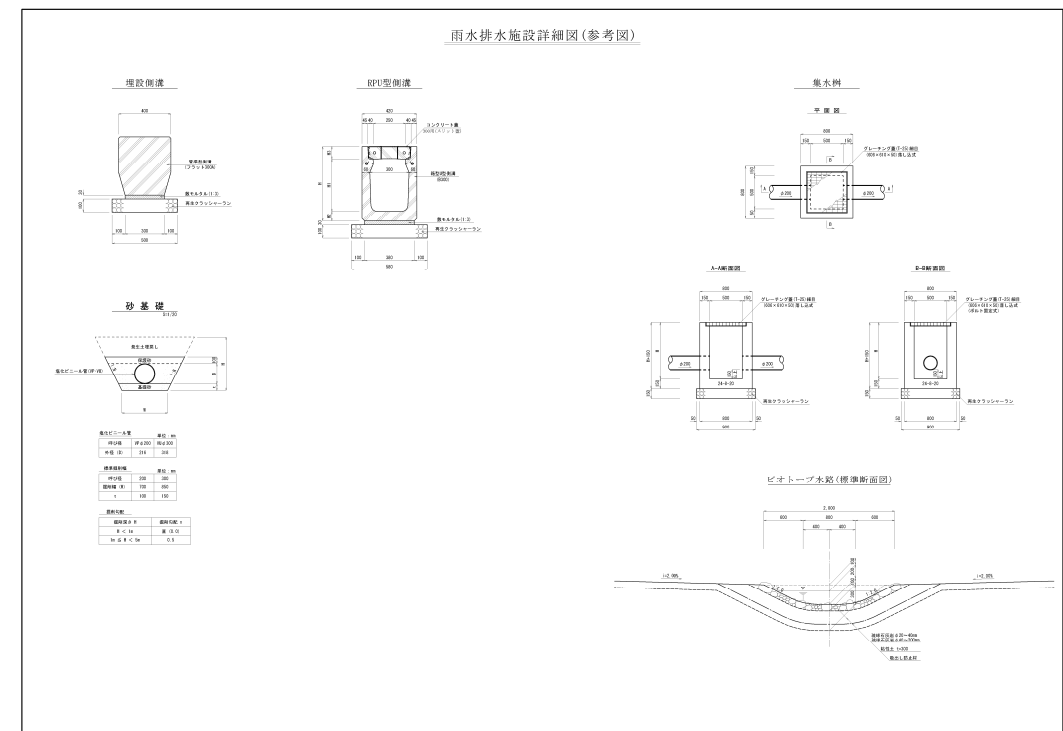
計画地の雨水排水配置計画は、右図の通りとします。

雨水排水計画平面図



雨水排水計画図

雨水排水施設詳細図(参考図)



5. その他付属物など計画

1)防護柵の検討

駐車場や、進入路沿いの高低差のある箇所は、車輛が逸脱した場合に乗員(運転者含む)に大きな人的被害を受ける危険度が高いことから車両用防護柵を設置する。

(1)防護柵のタイプ

防護柵の種類としては、主に下記のタイプがある。

①鋼製防護柵：ガードレール …… 写真①参照

適度な剛性とじん性を有する波形断面のビームおよび支柱により構成され、車輛衝突時の衝撃に対してビームの引張りと支柱の変形で抵抗する防護柵で、破損箇所の局部取替えが容易である。設置場所によっては視線誘導の効果が大きい。

②鋼製防護柵：ガードパイプ …… 写真②、③参照

適度な剛性とじん性を有するビームや支柱で構成され、車輛衝突時の衝撃に対してビームの引張りや支柱の変形で抵抗する防護柵で、ガードレールに比べ快適展望性において優れているが、施工性や視線誘導では劣る。

③擬木防護柵：鋼製擬木柵、PC擬木柵 …… 写真④、⑤参照

擬木柵には、鋼製とコンクリート製があり、鋼製はガードパイプに樹木を模した塗装を施している。コンクリート製は、鋼製支柱に擬木を施し、ビームにはPC擬木を用いている。擬木柵は快適展望性において優れている。

【事例写真】：車両用防護柵の事例

写真①：ガードレール



写真②：ガードパイプ-1



写真③：ガードパイプ-2



写真④：PC擬木柵



写真⑤：擬木柵



2)水飲み場、手洗い場

公園内に、水飲み場と手洗い場の設置を検討します。

(1)水飲み場

マイボトル専用の水飲み場を検討します。

(2)手洗い場

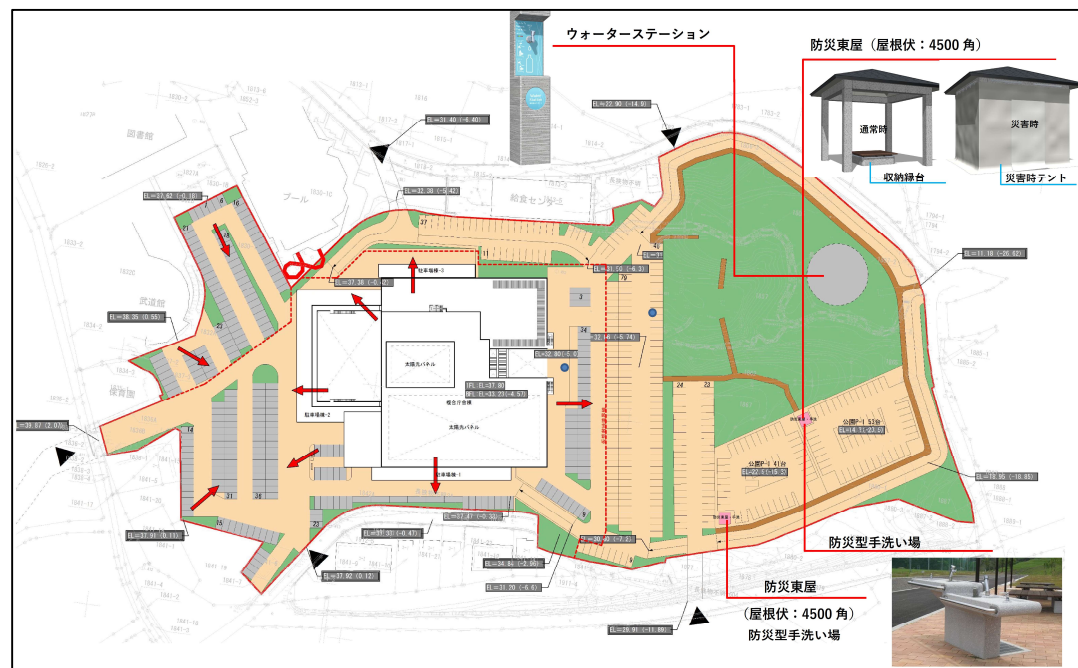
「高齢者、障害者等の移動円滑化基準」に適合した手洗い場を検討します。

3)災害時の施設

災害時に使用できる施設を検討します。

(1)防災東屋

太陽光発電システムの東屋を検討します。



その他の付属物など配置計画図(案)

6. 植栽計画

